

平塚市太陽光発電設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市内において、太陽光発電設備を導入した者に対し、当該導入費用を予算の範囲内で補助することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、令和4年3月に本市が行ったゼロカーボンシティ宣言に基づき、脱炭素社会に向けて令和32年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現することを目指し、太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用を促進し、家庭部門の脱炭素化に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（kW表示とし、小数点以下第1位を切り捨てる。）が10kW未満のシステムをいう。
- (2) 蓄電システム 蓄電池とは、1回限りではなく、充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用する（放電する）ことができる定置用蓄電池をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、平塚市内において実施される次の各号に定める事業とする。

- (1) 自ら居住又は居住を予定している住宅（店舗等の併用住宅含む。以下同じ。）への太陽光発電システムの設置。
- (2) 太陽光発電設備付き建売住宅の購入。

2 補助対象事業は、令和8年2月27日までに完了することとする。なお、前項第1号に定める事業においては、太陽光発電設備の設置が完了し、かつ、代金を支払い、領収書を受領した時点を事業の完了とし、前項第2号に定める事業においては、当該住宅へ移転し、かつ、太陽光発電設備の使用が可能となった時点を事業の完了とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、前条第1項に掲げる補助対象事業を行うものであって、かつ、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 他の法令又は予算制度に基づき国の補助を受けていないこと。
 - (2) 補助金の交付申請時に、市税を滞納していないこと。
 - (3) 当該住宅において、平塚市ゼロエネルギーハウス導入補助金を受領していないこと。
 - (4) 太陽光発電設備を原因とする無線設備への障害防止のため、無線通信への影響を低減させる措置をすること。
- 2 設置する太陽光発電設備及び蓄電システムは、商用化され、導入実績があるものであること。なお、中古設備及びリースは、交付対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、太陽光発電システム設置価格（消費税額及び地方消費税額除く。）の2分の1以内の額とし、1kW当たりの上限は50,000円とし、太陽光発電システム全体の上限は200,000円とする。

- 2 太陽光発電設備と同時に蓄電システムを設置する場合は、1件につき50,000円を上乗せする。
- 3 太陽光発電設備の容量は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の数値のいずれか低い数値とする。この場合においては、kW表示とし、小数点以下は切り捨てるものとする。

(補助対象からの排除)

第7条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、補助金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）が、同条例第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者である場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

- 2 市長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が前項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(交付の申請等)

第8条 補助金の交付申請を行う者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、平塚市太陽光発電設備導入補助金交付申請書（第1-1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象となる太陽光発電設備に係る工事請負契約書の写し又は補助対象となる太陽光発電設備が設置される建売住宅の売買契約書の写し
- (2) 補助対象となる太陽光発電設備及び蓄電システムの出力容量が分かる書類
- (3) 市税の納入状況確認同意書（第2号様式）

- (4) 平塚市太陽光発電設備導入補助金誓約書（第3号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定前の事前着手届）

第9条 申請者は、補助金の交付申請をした事業について、第10条の規定による補助金の交付決定を受ける前に着手する必要がある場合には、平塚市太陽光発電設備導入補助金交付申請に係る事前着手届（第1-2号様式）を、市長に提出するものとする。

（交付決定）

第10条 市長は、第8条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について平塚市太陽光発電設備導入補助金交付・不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

（変更等の承認）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、平塚市太陽光発電設備導入補助金事業計画変更等申請書（第5号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容又はこれに係る経費等に変更が生じたとき。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し変更承認の可否及び交付決定内容の変更について、平塚市太陽光発電設備導入補助金変更決定通知書（第6号様式）により、補助金交付決定者に対して通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助金交付決定者は、平塚市太陽光発電設備導入補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる添付書類を添えて、令和8年2月27日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る領収書の写し
- (2) 太陽光発電設備の施工前後の写真
- (3) 蓄電システムを設置した場合は、設置前後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第13条 補助金交付決定者は、前条の規定による報告を行った後において、平塚市

太陽光発電設備導入補助金交付請求書（第8号様式）に振込先口座が分かる通帳等の写しを添えて市長に提出し、補助金を請求することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときから30日以内に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助金交付決定者が規則第13条に定めるもののほか、この要綱の規定に反したとき、その他の補助金を交付することに不適当な事情があると市長が認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助金の交付後においても適用するものとし、当該補助金の交付決定を取り消したときは、平塚市太陽光発電設備導入補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（財産処分の制限）

第16条 補助金交付決定者は、当該補助金により取得した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換又は廃棄してはならない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

- 2 規則第15条ただし書の規定による市長が別に定める期間は、当該補助金により設置した設備を取得した時点から、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（1）太陽光発電設備 10年

（2）蓄電システム 6年

- 3 第1項の規定により承認を受ける場合は、平塚市太陽光発電設備導入補助金財産処分届出書（第10号様式）を市長に提出するものとする。

- 4 市長は、補助金交付決定者が財産処分をすることにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に返還させることができる。

- 5 市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行状況に関して報告を求め又は職員によって随時調査をすることができる。

（協力）

第17条 補助金交付決定者は、地球温暖化対策又はエネルギー政策のため、本補助事業において太陽光発電設備を設置した住宅のエネルギー使用量の報告を求められたときは、積極的に協力するものとする。

2 補助金交付決定者は、平塚市が行う環境に関する施策への協力に努めるものとする。

(関係書類の整備)

第18条 規則第16条に規定する会計帳簿その他証拠となるべき書類は、当該交付決定を受けた事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から10年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。ただし、失効日において規則第7条の規定により補助金の交付の決定を受けている者についての補助金の請求、決定の取消し等の規定の適用については、失効日後もなおその効力を有する。